

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
島根県知事 丸山達也 殿	住所は、略字や地番を省略せずに、法人の登記事項証明書や住民票のとおりに入ります。
申請者 住 所 〒685-0000 島根県隠岐郡隠岐の島町〇〇〇番地 氏 名 株式会社 海士 代表取締役 海士 さざえ 電話番号 08512-2-0000	
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、 産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
許可の年月日及び許可番号	平成〇△年△月□□日 第032〇〇654321号
収集運搬業・処分業の区分	産業廃棄物収集運搬業 (積替え・保管行為を含まない。)
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分する方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	この欄には、 変更後の事業範囲 を記載します。 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類 以上 12品目、これらのうち、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物を除く。 ガラスくず等及びがれき類の2品目についてのみ積替え・保管行為を行う。
変更の内容	この欄には、 変更する内容を具体的に 記載します。 汚泥の限定(含水率85%以下のもので無機性のものに限る。)を解除し、廃油及び動植物性残さの2品目を追加し、ガラスくず等、がれき類の2品目について積替え・保管行為を行う。 積替え保管については、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物を除く
変更理由	事業の拡大のため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	・所在地：隠岐郡隠岐の島町△△△番地 ・面積：100m ² ・積替え・保管を行う産業廃棄物の種類：ガラスくず等、がれき類 以上2品目 石綿含有産業廃棄物であるものを含み (→ 取り扱わない場合は、'除き'と記載します。)、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物を除く。 ・保管上限：52m ³ ・積み上げることのできる高さ：1.25m
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	同上
※ 事務処理欄	

(第2面)

申請者(個人である場合)		個人申請の場合記入	
(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所
(法人である場合)		法人申請の場合記入	
(ふりがな)名称		住	所
かぶしきがいしゃ あま 株式会社 海士		島根県隠岐郡隠岐の島町〇〇〇番地	
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所
該当なし			
(法人である場合)		該当がない場合は、「該当なし」と記入します。	
(ふりがな)名称		住	所
該当なし			
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所
	役職名・呼称		
該当なし			
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所
	役職名・呼称		
あま さざえ 海士 さざえ	昭和45年5月2日 代表取締役	島根県隠岐郡西ノ島町〇〇〇番地 島根県隠岐郡隠岐の島町△△番地	本籍を記入 住所を記入
あま しらしま 海士 しらしま	昭和45年2月9日 監査役	島根県松江市大輪町***番地 島根県隠岐郡隠岐の島町△△番地	本籍を記入 住所を記入
あま はるか 海士 春香	昭和8年10月1日 相談役	島根県隠岐郡西ノ島町〇〇〇番地 同上	本籍を記入 住所を記入

本籍や住所は、略字や地番を省略せずに、法人の登記事項証明書や住民票のとおりに入ります。

該当がない場合は、「該当なし」と記入します。

基本的に法人の登記事項証明書に記載のある役員(監査役含む。)が該当しますが、相談役、顧問等役員に準ずる者がいる場合は、これらの者もすべて記入します。なお、本籍地と住所は、略字や地番を省略せずに、住民票のとおりに入ります。

本籍地と住所は、略字や地番を省略せずに、住民票のとおりに入ります。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	200株		出資の額	200万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
あま さざえ	昭和45年	25株	島根県隠岐郡西ノ島町〇〇〇番地	本籍を記入
海士 さざえ	5月2日	12.5%	島根県隠岐郡隠岐の島町△△番地	住所を記入
あま しらしま	昭和47年	5株	島根県松江市大輪町***番地	本籍を記入
海士 しらしま	2月9日	12.5%	島根県隠岐郡西ノ島町〇〇〇番地	住所を記入
あま はるか	昭和8年	100株	島根県隠岐郡西ノ島町〇〇〇番地	本籍を記入
海士 春香	10月1日	50%	同上	住所を記入
あまぶっさんかぶ しきがいしゃ 海士物産株式 会社		50株		
		25%	島根県隠岐郡隠岐の島町×××番地	

株式数又は出資金額を記載する欄は単位(株、円)を記入します

本籍地と住所は、略字や地番を省略せずに、住民票や法人の登記事項証明書のとおりに入ります。

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
該当なし		支店等の代表者(契約締結の権限を有する者)がいる場合は、該当者を記入します。該当がない場合は、「該当なし」と記入します。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

手数料は、島根県収入証紙で納付します。(松江市・島根県共同設置松江保健所へ申請する場合は現金での支払いです。島根県収入証紙による納付はできません)

収集運搬業変更許可申請は額面71,000円です。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

これまで主に県内の建設工事に伴って発生する産業廃棄物を排出事業者の委託を受けて収集運搬していたが、この度、食品製造会社から出る廃油、動植物性残さも排出事業者の委託を受けて収集運搬する計画です。

また、その他にも県内事業者が排出する産業廃棄物について、排出事業者の委託を受けて許可の範囲内で収集運搬する計画です。

変更許可申請により変更する部分のみの記入でもかまいません。

2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	燃え殻	10m ³ /月	固形	隠岐島内の排出事業者	該当なし	エコ○△□(株) 隠岐郡隠岐の島町・・番地
2	廃油	5m ³ /月	液状	(有◇◇かまぼこ 隠岐郡隠岐の島町◆番地	該当なし	★★産廃(株) 隠岐郡隠岐の島町△△番地
3	汚泥	20m ³ /月	泥状	隠岐島県内の排出事業者	該当なし	同 上
4	廃プラスチック類	20m ³ /月	固形	同 上	該当なし	同 上
5	紙くず			上		
6	木くず	10m ³ /月	固形	同 上		
7	繊維くず	10m ³ /月	固形	同 上	該当なし	同 上
8	動植物性残さ	10m ³ /月	固形	(有◇◇かまぼこ 隠岐郡隠岐の島町◆番地	該当なし	★★産廃(株) 隠岐郡隠岐の島町△△番地
9	ゴムくず	5m ³ /月	固形	隠岐島内の排出事業者	該当なし	エコ○△□(株) 隠岐郡隠岐の島町・・番地
10	金属くず	20m ³ /月	固形	同 上	該当なし	同 上

運搬量は、見込み量を記入します。

予定が明らかなものについてはそれを記載しますが、明確でない場合は記入例のように記入します。

備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

前のページに記載

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	ガラスくず等	10m ³ /月	固形	隠岐島内の排出事業者	該当なし	エコ○△□(株) 隠岐郡隠岐の島町・・番地
2	がれき類	30m ³ /月	固形	同上	該当なし	★★産廃株 隠岐郡隠岐の島町△△番地
3	上記のうち石綿含有産業廃棄物	5m ³ /月	固形	同上	該当なし	排出事業者の指定する島根県内の処分業者
4	上記のうち水銀使用製品産業廃棄物	1m ³ /月	固形	同上	該当なし	同上
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要

本欄に書ききれない場合は、別紙一覧表とすることも可能です。

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	塵芥車	島根 88か〇〇〇〇	2,100	自社	ペイント式表示
2	バン	島根 44さ〇〇〇〇	750	有限会社社〇〇	借用、マグネット式表示
3	フックロール	島根 44ま〇〇〇〇	2,000	自社	マグネット式表示
4	2tダンプ	島根 11や〇〇〇〇	2,000	自社	マグネット式表示
5	5tダンプ	島根 400さ〇〇〇〇	5,000	自社	マグネット式表示 土砂禁車両
6	水密式天蓋付ダンプ	島根 400て〇〇〇〇	2,000	自社	マグネット式表示
7	軽トラック	島根 480い〇〇〇〇	350	自社	マグネット式表示
8					
9					
10					

車検証の備考欄で「積載物は、土砂等以外のものとする」の限定のある車両では、土砂等に該当する産業廃棄物（例えば、がれき類、鉱さい、ガラスくず等）を運搬することはできないので、注意が必要です。

備考欄には運搬車両の表示方法、土砂等限定付き車両であるなど参考となることを記載します。

事務所の所在地 隠岐郡隠岐の島町〇〇〇番地

駐車場の所在地 同上
※ 付近の見取図を添付すること。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
鋼製蓋付きドラム缶	燃え殻、汚泥、動植物性残さ	200L 50個	含水率が高いものを運搬する場合は、水密性容器を用意します。 動植物性残さ等悪臭のあるものを運搬する場合は、密閉式容器が必要です。
ポリ容器	廃油	18L 30個	
フレキシブルコンテナ	紙くず、繊維くず	30個	
シート	飛散防止のため	10枚	

(3) 積替施設又は保管施設の概要

① 所在地

隠岐郡隠岐の島町△△△番地

積替施設又は保管施設がない場合は、該当がない旨を記載します。

② 保管する産業廃棄物の種類及び保管数量

がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む) 〇m^3

がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く) 〇m^3

ガラスくず等 (石綿含有産業廃棄物を除く) 〇m^3

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

塵芥車：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず

バン：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類

フックロール車：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類

ダンプ、トラック：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、
金属くず、ガラスくず等、がれき類、廃油、動植物性残さ

水密式天蓋付ダンプ：含水率の高い汚泥

用途が決まっていれば記入し、限定しない場合は「限定なし」と記入します。

なお、土砂等の積載が禁止されているダンプ車両（島根 400 さ〇〇〇〇）では、がれき類、ガラスくず等、汚泥は運搬しません。

(2) 収集運搬業務を行う時間

8：00～17：00

収集運搬業務を行う予定の時間と休業日を記入します。

(3) 休業日

土曜、日曜、祝日その他社内カレンダーによる

「社内カレンダーどおり」と記入した場合は、社内カレンダー等の写しを添付してください。

従業員数の内訳

令和〇〇年〇〇月〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	0人	0人	0人 (役員2名が兼務)	7人	5人	0人	15人

兼務がある場合は、重複して計上することのないように括弧書で記入します。

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

廃棄物をシートで覆い飛散流出を防止する。

動植物残さ等は蓋付きドラム缶に入れ、密閉して悪臭を防止する。

含水率の高い汚泥については水密式天蓋付ダンプを使用し、その他の液状物については、蓋付きドラム缶等に入れて運搬することにより、悪臭や飛散流出を防止する。

道路交通法を遵守し、廃棄物の過積載はしない。

さらに、石綿含有産業廃棄物の運搬に当たっては、他のものと仕切で区別し破損しないように丁寧に扱う。

また、その運搬に当たっては、法令に加え石綿含有廃棄物等処理マニュアルに従う。

水銀使用製品産業廃棄物は破砕することがないように、他の物と混合する恐れがないように〇〇〇に入れ、丁寧に運搬する。また、運搬に当たっては、法令に加え水銀廃棄物ガイドラインに従う。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

強風等で飛散しないようシート養生する。

適量になったら処分場へ運搬する。

さらに、石綿含有産業廃棄物の積替え保管場所では、その他の廃棄物混合しないよう仕切で隔てる等石綿含有産業廃棄物等処理マニュアルに従う。

(3) その他

講習会修了者が責任を持って環境保全について社内教育を徹底する。

苦情には誠意をもって対応する。

(第6面)
運搬車両の写真

変更許可申請により追加する車両の写真のみの提出でもかまいません。

自動車登録番号又は 車両番号			
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。		
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p>	撮影	年 月 日

(第7面)
運搬容器等の写真

変更許可申請により追加する運搬容器等の
写真のみでもかまいません。

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

第8面は法人が申請する場合に必要な書類です。

(第8面)

変更許可申請により変更する部分のみの記入でもかまいません。

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内 訳		金 額 (千円)
事業の開始に要する資金の総額		既存の施設を使用するため、新たな資金は必要としない。
	土 地	
	事 務 所	
	収集運搬車両	
	積替保管施設	
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	○×銀行	
	そ の 他	
	増 資	

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

第9面は個人が申請する場合
に必要な書類です。

資産に関する調書 (個人用)

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	○×銀行定期預金		3,000
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	110㎡	20,000
建 物	自宅	1棟	12,000
備 品			
車 両	ダンプ	1台	3,000
その 他			
資 産 計			38,000
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	○×銀行		19,000
短期借入金	△□銀行		500
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その 他			
負 債 計			19,500

(第10面)

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

島根県知事 様

申請者

住所 隠岐郡隠岐の島町〇〇〇番地

氏名 株式会社海士

代表取締役 海士 さざえ